



2024年10月29日
第62号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

「南武線ワンマン運転について」に関する解明申し入れ

【解明申し入れの項目】

1. 南武線がワンマン運転できる根拠を明らかにすること。
2. 安全面が低下しない根拠を明らかにすること。具体的には、後方防護のあり方、車内秩序維持および車内トラブル、パンタグラフの確認方法、踏切遮断棒確認方法などを明らかにすること。
3. サービス面が低下しない根拠を明らかにすること。具体的には、エアセクション時の案内放送、他線区における輸送障害時の案内放送、快速列車と各停との待ち合わせ案内放送、駅社員との連絡方法、異常時放送（TIMS）放送の内容を明らかにすること。
4. ワンマン運転を担う運転士の教育・訓練内容について明らかにすること。
5. 関係する自治体やお客さまへの周知の時期と方法について明らかにすること。
6. ワンマン運転に伴う駅設備等の詳細と変更点について明らかにすること。
7. 車載モニターの性能について明らかにすること。
8. 通信障害や車載モニターの故障で、ホーム上の安全確認が出来ない時の取り扱いについて明らかにすること。
9. 発車後に触車やドア挟みに気づけなかった時の責任の所在を明らかにすること。
10. 車両ドア故障時および非連動運転の取り扱いについて明らかにすること。
11. ホームドアのタイムアウト時および一部故障の取り扱いについて明らかにすること。
12. ホームドア重故障の取り扱いおよび分離出発の取り扱いについて明らかにすること。
13. 停止位置修正時の取り扱いについて明らかにすること。
14. 車椅子対応についての考え方およびバディコムの実績を明らかにすること。
15. 人身事故および踏切事故発生時等で車両を離れなければならない時の対応方について明らかにすること。
16. 大規模災害時など、お客さまを避難・誘導する必要があるときの取り扱いについて明らかにすること。
17. ワンマン運転開始後の運転時分・停車時分・折り返し時間についての考え方を明らかにすること。
18. ワンマン運転開始後の行路数・乗務距離についての考え方を明らかにすること。
19. 営業運転から回送になる電車の車内点検の取り扱いについて明らかにすること。
20. 乗降終了表示の取り扱いについて明らかにすること。
21. ワンマン運転導入までのスケジュールを明らかにすること。
22. 南武線オフィスの体制（本線運転士、指導員、当直、管理者、指定職、事務担当）について明らかにすること。
23. 準備時間の変更はあるのか明らかにすること。
24. 車掌担務者の異動先と規模を明らかにすること。
25. 施策に伴う「希望の把握」の方法について明らかにすること。

全25項目を申し入れ!

組合員の声をもとに交渉を行っていきます!